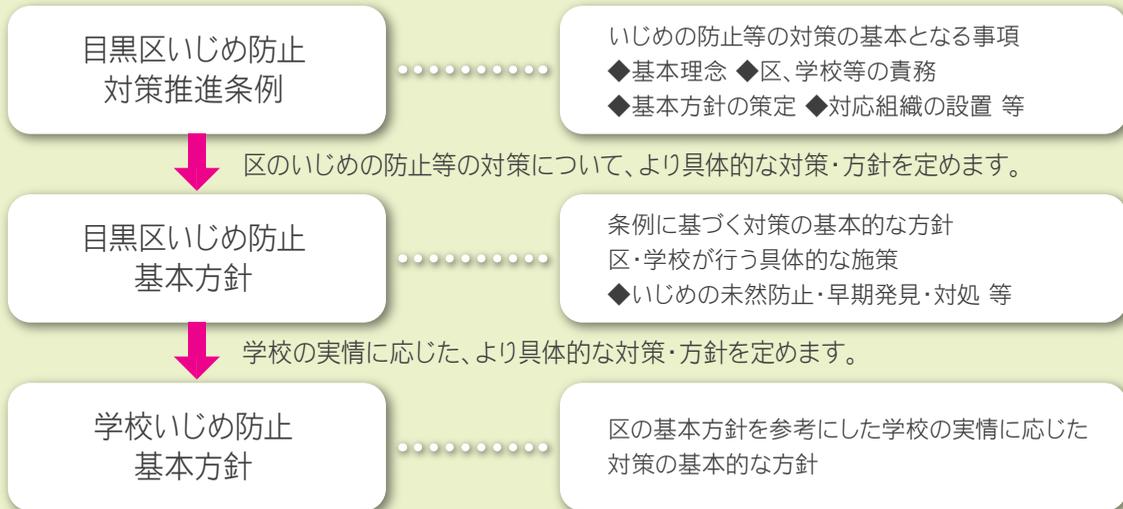




## 基本方針を定め、いじめの防止等の対策を具体的に実施します。

条例に基づき、**目黒区いじめ防止基本方針(第10条)**・**学校いじめ防止基本方針(第11条)**を定めました。



## 区・学校では、いじめの防止等のための様々な取組みを行います。

- 〈目黒区いじめ防止基本方針から抜粋〉
- ◆ いじめの未然防止
    - 区** 人権教育等の充実、広報・啓発活動の充実
    - 学校** 分かりやすい授業の実践、「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の実施 等
  - ◆ いじめの早期発見及びいじめへの対処
    - 区** 児童・生徒への定期的な調査等の実施、スクールカウンセラーによる相談体制の整備
    - 学校** 定期的なアンケートの実施、全教員による児童・生徒の観察、児童・生徒への事情や心情の聴取及び状態に合わせた継続的なケア及び指導・支援 等
  - ◆ 関係機関との連携
    - 区** 連絡協議会等を通じた関係機関との連携の強化 等
  - ◆ 特別な支援を必要とする児童・生徒に対する配慮
    - 区** お互いの人権を尊重し合う意識・態度の育成を図る教育の推進
    - 学校** 全教職員による支援体制の構築、交流及び共同学習の推進 等
  - ◆ インターネットを通じて行われるいじめへの対応
    - 区** **学校** 情報モラル教育の実施・推進、家庭への啓発の実施・推進 等
  - ◆ 年間計画の作成
    - 学校** いじめの防止等に係る取組みについての年間計画の作成
- 区** …区が実施する施策  
**学校** …学校が実施する施策